

伊方 3 号機の再起動の判断に係る経緯

年	月	日	経緯一覧	添付資料	
H23	3	11	・東日本大震災、東京電力福島第1原発事故		
		4	29	・定期検査のため停止	
H25	7	8	・四国電力が原子力規制委員会に原子炉設置変更許可申請書を提出 ・同日、四国電力より安全協定に基づき、県に対し上記申請に係る事前協議の提出		
H27	7	2	・県議会本会議において、「エネルギー・危機管理対策特別委員会」の設置を可決、伊方3号機再稼働に係る請願については同特別委員会に付託。		
		15	・規制委が原子炉設置変更許可		
		17	・資源エネルギー庁長官が知事、伊方町長に再稼働への協力要請文書持参		
		21	・知事が宮沢経産相（当時）に国の責任に関する安倍首相の言葉など8項目を要望		
		29	・伊方町環境監視委員会等の開催（規制庁）		
	8	3	・西予市に移転整備した県オフサイトセンターが運用開始		
		4	・県議会エネルギー・危機管理対策特別委員会の開催（規制庁）		
		5	・県議会エネルギー・危機管理対策特別委員会の開催（資源エネルギー庁）		
			・八幡浜市（隣接市）での地元説明会開催（規制庁）		
		6	・八幡浜市での地元説明会開催（資源エネルギー庁、四電）		
		19	・UPZ5市町（西予市、宇和島市）への地元説明会開催（規制庁、エネ庁、内閣府、県、四電）		
		20	・UPZ5市町（大洲市、内子町、伊予市）への地元説明会開催（規制庁、エネ庁、内閣府、県、四電）		
		25	・県議会エネルギー・危機管理対策特別委員会の開催（四電）		
		28	・県伊方原発環境安全管理委員会を開催、規制委の審査を「妥当」と判断するとの意見を集約		
	9	1	・県伊方原発環境安全管理委員会が規制委の審査を「妥当」とする報告書を知事に提出		
		2	・八幡浜市長が再稼働を了承する見解を知事に伝達		
		7	・県議会エネルギー・危機管理対策特別委員会の開催（県原子力安全専門部会長、規制庁、内閣府）		
		9	・県議会エネルギー・危機管理対策特別委員会が伊方原発を現地調査		
		10	・伊方町環境監視委員会等の開催（資源エネルギー庁、四電）		
		25	・伊方町環境監視委員会の開催（内閣府、県） 「再稼働に向けた国の方針に一定の理解を示す」との意見を集約		
	10	2	・知事が伊方原発を視察し「おおむね1000ガル」の耐震性向上工事の完了を確認 ・伊方町議会原子力発電対策特別委員会が伊方3号機の再稼働を求める陳情を全会一致で採択		
		5	・原発30km圏の5市町長（大洲、西予、宇和島、伊予、内子）が知事に再稼働の是非の判断を委ねると表明		
		6	・知事が原子力防災会議に出席。首相が原発事故時は「政府が責任を持って対処する」と明言 ・県議会エネルギー・危機管理対策特別委員会が伊方3号機の再稼働を求める請願を採択 ・伊方町議会が伊方3号機の再稼働を求める陳情を全会一致で採択		
		9	・県議会が9月定例議会最終日に、再稼働を認める決議案を賛成多数で可決		
		21	・林幹雄経産相が伊方原発を視察。知事、伊方町長と面談		
		22	・伊方町長が再稼働容認を知事に伝達		
		26	・知事が四国電力社長に伊方原発3号機の再起動に係る事前協議に対し了解する旨文書手交 ・知事が記者会見 ・知事が関係省庁大臣等へ事前協議了解を通知するとともに、長期停止を踏まえた安全対策等を要請	・四電に対する事前協議への了解文書 ・関係省庁への要請文書	

27原第231号  
平成27年10月26日

四国電力株式会社  
取締役社長 佐伯 勇人 様

愛媛県知事 中村 時広

「伊方発電所3号機の原子炉等規制法の改正に伴う新規制基準への適合に係る設備の設置等に関する事前協議」への了解について

貴社から、「伊方原子力発電所周辺の安全確保及び環境保全に関する協定書」に基づき、平成25年7月8日付け原子力発第13123号により事前了解願いのあった標記については、了解することとしたので、通知します。

また、了解に当たって、下記事項の遵守を強く要請します。

#### 記

- 1 工事計画認可申請及び保安規定変更認可申請に係る審査並びに使用前検査に対して、安全確保を第一に真摯に対応すること
- 2 長期停止後の運転再開であることに特に留意し、関係事業者等も含め、安全管理体制の一層の徹底を図るとともに、自主的な対応も含め、引き続き安全対策の更なる向上に積極的に取り組み、伊方発電所の安全確保に万全を期すこと
- 3 かねてより要請している「えひめ方式」による異常通報連絡の徹底及び訪問対話活動等による地元住民に対する真摯な説明などを、将来に亘って的確に遂行することはもとより、特に伊方発電所3号機の再起動に関しては、丁寧で分かりやすい説明を継続して行うこと。また、追加要請した緊急時の作業スペース確保については、その速やかな実現を図ること
- 4 原子力安全に関わる最新の科学的知見の収集に、常に最善の努力を傾注するとともに、その知見を適時・適切に反映すること
- 5 安全を最優先するという意識並びに安全性向上へ取り組む意欲が停滞することのないよう、関係事業者等も一体となって、安全文化の絶え間ない醸成を図ること
- 6 発電所内での使用済燃料の安全な貯蔵・保管に努めることはもちろんのこと、使用済燃料の発生者として中間貯蔵や最終処分等の対策を着実に進めること
- 7 原子力発電所の運転期間は40年という原則を踏まえ、電気事業者として、1号機、2号機の対応方針について、安全性を十分勘案して検討を行うこと
- 8 県や市町が行う原子力防災対策への支援や協力を行うこと
- 9 住民の暮らしや経済・産業活動の安定と発展のため、電源の状況に応じた電気料金の適正な設定を行うこと

27原第231号  
平成27年10月26日

経済産業大臣 林 幹雄 様

愛媛県知事 中村 時広

「伊方発電所3号機の原子炉等規制法の改正に伴う新規制基準への適合に係る設備の設置等に関する事前協議」への了解について

四国電力株式会社から、「伊方原子力発電所周辺の安全確保及び環境保全に関する協定書」に基づき、平成25年7月8日付けで事前了解願いのあった標記については、その後の貴職からの平成27年7月17日付け20150715資第1号による協力要請等も踏まえ、別添写しのとおり了解し、同社に通知したので、お知らせします。

今回の了解に当たり、貴職におかれては、下記事項について、関係省庁と連携し、政府として適切な対応を頂くよう要請します。

#### 記

- 1 原子力発電所の再起動の必要性や審査・検査結果等を踏まえた安全性について、引き続き国が前面に立って、国民に対する十分な情報公開と説明に努めること
- 2 長期停止後の運転再開であることに特に留意し、関係事業者等も含め、安全管理体制の一層の指導監督に努めること
- 3 かねてより事業者に要請している「えひめ方式」による異常通報連絡の徹底及び地元住民に対する真摯な説明について、将来に亘って的確に遂行するとともに、追加要請した緊急時の作業スペース確保について、その速やかな実現を図るよう、改めて要請したので、事業者を適切に指導すること
- 4 平成27年7月21日の宮沢前経済産業大臣との面談時に直接要請した8項目のうち、広域避難道路の優先的な整備や避難訓練への協力といった原子力防災対策については、引き続き国の全面的な支援を頂くとともに、中・長期的な対応を要する使用済燃料の中間貯蔵及び最終処分に係る対策並びに伊方発電所での廃炉研究の展開については、着実に具体化を進めていくこと
- 5 原子力規制を行っていくうえでの安全目標について、科学的・技術的観点のみならず、リスクに対する社会的受容性や安全対策のコスト対効果及びそのトレードオフの観点の必要性も含め、継続的な検討を行うとともに、規制当局及び事業者双方において安全を最優先するという意識並びに安全性向上へ取り組む意欲が停滞することのないよう、安全文化の絶え間ない醸成を図ること
- 6 エネルギー政策として原子力を社会的に利用する場合には、住民を含む関係者間で原子力発電のリスクに関する情報を共有し、相互に意思疎通を図ることにより、原子力発電所に求められる安全性に関する社会的合意を形成していくことが重要であり、原子力規制委員会のみならず政府として、リスクコミュニケーションの取組みを推進すること
- 7 エネルギー基本計画で示した将来の原発依存度の低減に向けて、再生可能エネルギーの導入促進などの具体的な施策を最大限加速すること
- 8 原子力発電所立地地域はもとより周辺地域を含む地域の振興につながる制度の充実等を図るとともに、住民の暮らしや経済・産業活動の安定と発展のため、電源の状況に応じて電気料金を適正に設定するよう事業者を指導すること

27原第231号  
平成27年10月26日

原子力規制委員会委員長 田中 俊一 様

愛媛県知事 中村 時広

「伊方発電所3号機の原子炉等規制法の改正に伴う新規制基準への適合に係る設備の設置等に関する事前協議」への了解について

四国電力株式会社から、「伊方原子力発電所周辺の安全確保及び環境保全に関する協定書」に基づき、平成25年7月8日付けで事前了解願いのあった標記については、別添写しのとおり了解し、同社に通知したので、お知らせします。

つきましては、伊方発電所の更なる安全性の確保・向上に向けて、下記事項について適切な対応を頂くよう要請します。

#### 記

- 1 工事計画認可申請及び保安規定変更認可申請に対して、引き続き適切な審査、確認を行うとともに、使用前検査に当たっては厳正な根拠確認及び立会確認を行うこと
- 2 審査結果や検査結果等を含む原子力規制に関する情報について、引き続き国民に対する十分な情報公開と説明に努めること
- 3 長期停止後の運転再開であることに特に留意し、関係事業者等も含め、安全管理体制の一層の指導監督に努めること
- 4 原子力規制を行っていくうえでの安全目標について、科学的・技術的観点のみならず、リスクに対する社会的受容性や安全対策のコスト対効果及びそのトレードオフの観点の必要性も含め、継続的な検討を行うとともに、規制当局及び事業者双方において安全を最優先するという意識並びに安全性向上へ取り組む意欲が停滞することのないよう、安全文化の絶え間ない醸成を図ること
- 5 エネルギー政策として原子力を社会的に利用する場合には、住民を含む関係者間で原子力発電のリスクに関する情報を共有し、相互に意思疎通を図ることにより、原子力発電所に求められる安全性に関する社会的合意を形成していくことが重要であり、貴委員会としても、リスクコミュニケーションの取組みを推進すること

27原第231号  
平成27年10月26日

内閣府特命担当大臣（原子力防災） 丸川 珠代 様

愛媛県知事 中村 時広

「伊方発電所3号機の原子炉等規制法の改正に伴う新規制基準への適合に係る設備の設置等に関する事前協議」への了解について

四国電力株式会社から、「伊方原子力発電所周辺の安全確保及び環境保全に関する協定書」に基づき、平成25年7月8日付けで事前了解願いのあった標記については、別添写しのとおり了解し、同社に通知したので、お知らせします。

つきましては、伊方発電所に係る防災対策の更なる充実に向けて、下記事項について適切な対応を頂くよう要請します。

#### 記

- 1 原子力防災訓練について、広域避難計画等の検証のための的確な実施に向けた調整や、実際の訓練時における国の実動組織の参加等も含め、引き続き全面的に協力するとともに、実施後の評価とそれを踏まえた計画の更なる充実のための支援に努めること
- 2 大洲・八幡浜道路の優先整備など原子力災害時の広域避難対策に係る社会資本の整備充実を国として支援すること
- 3 原子力防災対策に必要な資機材及び施設の整備等に係る自治体への財政支援をさらに強化するとともに、国による物資、資機材及び要員等の迅速かつ広域的な支援体制の充実強化を図ること
- 4 国、県、市町、防災関係機関等との緊密な連携が図られるよう、組織体制の一層の強化に努めること